

## 名寄市社会福祉法人の指導監査結果に係る情報公開実施要綱

### 1 情報公開の目的

福祉サービス等を利用とする者が社会福祉法人の指導監査に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資することを目的とする。

### 2 情報公開の対象

この要綱に基づく情報公開の対象は、次のとおりとする。

- (1) 対象とする指導監査は、名寄市社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「社会福祉法人監査要綱」という。）3に定める指導監査とする。
- (2) 対象とする社会福祉法人は、(1)の指導監査の対象とする社会福祉法人とする。
- (3) 対象とする指導監査の結果は、社会福祉法人監査要綱9（1）ア（ア）の規定により「文書指摘」とした指導内容とする。

### 3 情報公開の方法等

#### (1) 情報公開の方法

この要綱に基づく情報公開は、次の各号に掲げる事項を市ホームページに掲載して行うものとする。

- ア 指導監査を実施した社会福祉法人の名称
- イ 指導監査の種類及び実施日
- ウ 指導監査の実施結果（文書指摘の有無及びその要旨）
- エ 前号の結果に対する改善状況
- オ その他必要と認める事項

#### (2) 情報公開の実施通知

(1)のエの改善状況は、文書指摘に対する報告の内容等に応じ、次の各号に定める用語で表示するものとする。

- ア 文書指摘に係る改善が完了したと認められる場合 改善済
- イ 文書指摘に係る改善に着手し又は着手する意思が明示され、改善が見込まれる場合 改善見込み
- ウ 文書指摘に係る改善に着手する意思が認められない場合又は正当な理由なく報告期限を過ぎても報告がない場合 未改善

#### (3) 情報公開にかかる実施通知は、次の各号のとおり行うものとする。

ア 2の（1）の指導監査の実施について通知する際には、この訓令に基づく情報公開の実施について、併せて通知するものとする。

イ 2の（3）の指導監査の結果について通知する際には、この訓令に基づき情報公開を行う文書指摘の要旨及びその修正に係る手続について併せて通知するものとする。

4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。